

## 都市緑地法運用指針改正案（新旧対照表）

### ○緑化施設整備計画認定制度関係部分

改 正 案	現 行
<p>1 1 緑化施設整備計画認定制度</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 緑化施設に係る固定資産税            認定計画に基づき設置される緑化施設 <u>（緑化地域又は地区計画等緑化率条例の規定による規制の対象となる建築物（以下「特定建築物」という。）の緑化施設にあっては緑化率規制の最低限度以下の部分を除く。）</u> については、平成19年3月31日までに新設されたものに対して課する固定資産税の課税標準は、当該緑化施設に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から5年度分の固定資産税に限り、2分の1 <u>（特定建築物の緑化施設にあっては3分の1）</u> に評価が減じられることとされている。（地方税法附則第15条12）。</p> <p>(6) (略)</p>	<p>1 1 緑化施設整備計画認定制度</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 緑化施設に係る固定資産税            認定計画に基づき <u>緑化重点地区内において</u> 設置される緑化施設については、平成17年3月31日までに新設されたものに対して課する固定資産税の課税標準は、当該緑化施設に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から5年度分の固定資産税に限り、2分の1に評価が減じられることとされている（地方税法附則第15条12）。<u>なお、この認定計画に基づき設置される一定の緑化施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置については、対象に同計画に基づき緑化地域等において設置される一定の緑化施設（緑化率の規制の対象となる建築物の敷地内において、規制に適合するために設置される部分に相当する緑化施設を除く。）を追加し、規制の範囲を超えて設置される部分に相当する緑化施設の課税標準を最初の5年間価格の3分の1とするとともに、その適用期限を2年延長する旨平成17年度税制改正大綱に記載されているところであり、その内容が確定次第追って通知する。</u></p> <p>(6) (略)</p>